



平成 26 年 5 月 23 日

幕別町議会議長 古川 稔 様

「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」
の提出を求める陳情書

提出者 幕別町札内青葉町 300-97

幕別革新懇 世話人 鈴木 志摩子

安倍政権は、これまで歴代の政府が一貫してとり続けてきた憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するもので、それは、海外での武力行使に対する憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

このような重大な憲法解釈を一内閣の判断で変えることは、立憲主義の否定であり、許されることではありません。

日本国憲法第9条を守れと主張する人も、憲法は変えるべきだと考える人も、今回の安倍内閣の閣議決定による憲法解釈の変更という手段を批判しており、世論調査（「毎日」2014年5月19日）でも57%が解釈改憲に反対しています。

よって、貴議会におかれましては、政府に対して「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」を提出していただきますよう陳情いたします。

以上

憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）

安倍政権は、これまで歴代の政府が一貫してとり続けてきた憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしている。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するもので、それは、海外での武力行使に対する憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものである。

このような重大な憲法解釈を一内閣の判断で変えることは、立憲主義の否定であり、許されることではない。

日本国憲法第9条を守れと主張する人も、憲法は変えるべきだと考える人も、今回の安倍内閣の閣議決定による憲法解釈の変更という手段を批判しており、世論調査（「毎日」2014年5月19日）でも57%が解釈改憲に反対している。

よって、安倍内閣は、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官